

平成 30 年 2 月 下田市教育委員会定例会 会議録

平成 30 年 2 月 22 日 (木) 9 時 30 分下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木文夫 教育長
田中とし子 委員
渡邊 亮治 委員
西堀 政幸 委員
天野 美香 委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

土屋 佳宏 生涯学習課長
土屋 仁 学校教育課長
鈴木 美鈴 生涯学習課長補佐 兼 図書係長
糸賀 浩 学校教育課長補佐 兼 こども育成係長
本間 奈巳 生涯学習課 社会教育係長
吉田 康敏 学校教育課 学校教育係長
原 隆史 学校教育課 主事

本会議録調製者は次のとおりである。

原 隆史 学校教育課 主事

1. 開会

9 時 30 分教育長開会を宣す。

2. 会議録署名人選出

会議録署名人に 田中 とし子 委員を選出。

3. 1 月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4. 教育長報告事項

2 月事業報告、3 月事業計画について、事務局より資料に基づき説明。

教育長

それでは、私より報告をさせていただきます。

1点目、インフルエンザ関係でございます。現在、学級閉鎖はありませんが、小中6校で数名が欠席をしております。特に大賀茂小、朝日小につきましては、これまでのところ学級閉鎖もなく、子どもたちは元気に登校をしております。今季は前半にB型、後半はA型が流行をしており、子どもの中にはその双方にかかってしまった子もいるようです。

続いて2点目、給食審議会が2月8日に行われましたが、来年度から公会計化になることに伴い、審議会を協議会に改名すること、またその内容も変更になります。後ほど議案にて審議させていただきますのでよろしくお願い致します。

3点目、中学校の修学旅行でございます。稲梓中が2月14日から16日、下田東中、下田中が2月20日から22日、稲生沢中が2月21日から23日まで京都・奈良方面に出かけております。

4点目ですが、昨日、第1回下田市立学校統合準備委員会を開催させていただき、教育委員会から諮問をさせていただきました。本日の新聞記事を資料として配付してございますが、今後、具体的な内容を、より良い学校を目指して細部まで協議させていただき、答申をいただきたいと考えております。

5点目、県立高校入試の関係でございます。資料として倍率等記載させていただいたものを配付しておりますが、賀茂地域についてはいずれも1.0を切っております。しかしながら、全員合格する訳ではないため、生徒一人ひとりが頑張っており、ぜひとも全員が志望校に合格していただきたいと願っております。

6点目でございますが、例年教育委員の皆様をお願いしております卒業式、入学式の関係でございます。日程等につきましては、一覧表を配付してございますのでご確認いただければと思います。また、昨年田中委員から教育委員会の方針についても述べた方が良いのではというご意見をいただきましたが、あくまでも祝辞というものを考えますとその中に教育委員会の方針を盛り込むということは少し異なるのかなと判断させていただき、今回につきましても例年通り、お手数ですが教育委員各自にて、ご対応をお願いしたいと考えております。お手数おかけしますがどうぞよろしくお願い致します。

最後になりますが、2月14日に総合教育会議を開催させていただき、その中で協議させていただきました「いじめ防止等のための基本的な方針等」でございますが、この後事務局から3月定例会への提案見送りについて、その経緯を含め、説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

私からの報告は、以上となりますが、事務局から「いじめ防止等のための基本的な方針等」につきまして説明をさせていただきます。

学校教育課長より、「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「下田市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」他関連予算等の3月定例会への提出見送りについて、経緯説明。併せて、組織だけでなく、市としての方針を規定した条例制定について再度提案する旨についても説明。

※参考条例として、磐田市及び袋井市のいじめ防止関連条例を配付。

教育長 それでは質問等、ございますでしょうか。

田中委員 2月19日にある新聞で、子どもが給食で喉をつまらせて亡くなったという案件があり、教職員が核心となる発言をしたそうなのですが、責任の立場にある県教委が聞き取りなどを行い関与してしまったために、第三者委員会としての立場がなくなってしまい、新聞の論調では教育委員会側があまり関与してはならないという内容でした。そういった中で、今回条例の中に市の方針を盛り込むということで、参考条例として配付していただいている内容を見ますと非常に良いものだと思いますが、市の責任という部分、また第三者委員会というものは公平・中立な立場でなければならない訳で、条例と市の方針、責任、中立性という部分の関連性について、もう少しお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 条例を定めることによって、ある案件に対し、守られる部分も出てくると思います。案件が発生し、学校を離れて市教委、その後の市当局が調査をする中で、条例がある訳ですから、市としての責任というものも最終的には生まれてくると思います。

田中委員 市の責任や第三者委員会など、これまで問題となってしまった案件は、公平・中立性が守られなかったがためにそうなってしまったと思います。そういった中で、あまりにも市の姿勢等を具体的に示すことによって、逆に守りに入ってしまう可能性も否定できず、あまりに強く学校を縛ることが、どんな形になってしまうだろうかという不安を持っています。

教育長 今回参考として配付させていただいている条例は、基本的な方針や学校、保護者、市の責務などを包括的に規定されております。懸念されている部分ということで、細かい指導等が入ることなどについては規定せず、公平・中立性を保って調査をしていくということは変わりありません。これまで問題となった案件は、どちらかというとなるべく穏便にという中で、あまり外に情報を出さないで解決を目指すといった負の要素が働いていた風潮があったかと思います。第三者委員会が開催されたというニュースを見たのですが、この案件は小学校2年生がいじめにあって自殺をしたという内容ですが、先生が黙認をしていたという状況があり、自殺まで発展してしまったというケースでした。この黙認をしていたという報告については、第三者委員会の中でしっかりと盛り込まれているという内容でした。このような形で、いじめの対応について、ガラス張りの中でしっかりと公表をしていくという対応をこの条例の中で行っていくこと、私はそういった形で条例を制定するという事で理解をしております。

学校教育課長 あくまでも調査については、公平・中立で行うことは変わらないことだと理解しております。国や県の基本方針などを見ますと、学校あるいは学校の設置者は、積極的に調査組織に対し資料提供を行い、不都合なことがあったとしても、そのいじめに対し真摯に向き合わなければならないとされております。そこに市の意思が入ったり、学校の意

見が入り込むといったことはあり得ません。参考条例として配付させていただいている条例の内容でございますが、前段部分に市の責務であるとか学校の責務などの努力義務を定めており、こういった形を条例で規定することによりまして、議会でも審議等していただくことが出来ますので、ある程度の周知につきましても図ることができるのではないかと考えております。なお、新たに設置される組織等につきましては、前回提案させていただいた組織と全く変化はないものであると判断しております。

田中委員 前回の基本方針の内容を盛り込んだ条例にするという認識で良いのでしょうか。

学校教育課長 その通りになります。基本方針の中の基本理念やそれぞれの立場の方の責務を規定させていただき、具体的な指導内容など縛りのあるような内容を盛り込むことはないという事で判断していただければと思います。

教育長 その他に質疑等ございますでしょうか。それでは特にないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。

5. 議事

- (1) 議第9号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(平成29年度下田市一般会計補正予算第9号：教育委員会)

事務局より資料に基づき、概要説明。

教育長 それでは質問等、ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは、議第9号については原案のとおり承認で宜しいでしょうか。

全委員 承認

教育長 それでは、議第9号につきましては、承認させていただきました。

- (2) 議第10号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(平成30年度下田市一般会計予算：教育委員会)

事務局より資料に基づき、概要説明。

教育長 ここで、一旦、議事を閉じ、10時45分までの10分間、休憩とします。

休憩（10時35分～10時45分）

教育長 休憩を閉じ、議事を再開します。それでは質問等、ございますでしょうか。

田中委員 学校給食費の歳入歳出の部分について、もう一度説明をしていただいてよろしいでしょうか。

学校教育課長 まず歳入部分ですが、44 ページをお願いします。15 節学校等給食費ということで 87,165 千円計上しておりますが、これまでの私会計の場合ですとここから幼稚園等給食費 8,687 千円を除いた金額 78,478 千円が一般会計に計上されておりました。この 78,478 千円分歳入として今年度から一般会計に計上させていただいております。一方、歳出部分ですが、71 ページの 9-7-1 学校給食費 170,955 千円のうち、賄材料費として 81,678 千円を計上させていただいております。この金額が直接食材等を購入させていただく原資でございます。この歳入の 78,478 千円と歳出の 81,678 千円を比較しますと若干歳出額の方が多く、例えば今年のような葉物野菜高騰等の対応やより食材量を多く購入することができるのではないかと考えております。以前は、給食費を集めた分だけの歳出だけでしたので、量的な部分での対応ができていなかったと判断しております。このような点でも公会計化に伴って、より安定的な給食を提供できるようになると事務局としても理解しているところでございます。

田中委員 ありがとうございます。もう一点、質問をさせてよろしいでしょうか。別紙資料の認定こども園の部分で、臨時職員が 16 人とされておりますが、これは正職員を含め、何人中の 16 人なのでしょうか。

学校教育課長 全部で保育教諭が 14 人、臨時職員が 16 人の合計 30 人となります。この人数にプラスして、支援員の方が数名いるというところでございます。今年度、3 人退職されるのですが、内訳としましては定年退職が 1 人、自己都合退職が 1 人幼稚園と併せますと 3 人退職するのですが、来年度につきましては新規採用職員を 3 人ということで退職者分のみの補充という形になりました。足りない部分の臨時職員につきましても、募集をかけたとしても全く応募がないという状況でした。また臨時職員の方も退職したいというお話をいただいたのですが、何とか勤務時間等を緩やかに対応させていただくことにより確保することができました。しかしながらそれでもどうしても足りないということございまして、実は今年度当初、学校教育課こども育成係に 1 人増員という形で保育の現場から教諭を補充させていただき、教委と現場との意思疎通を図っていたところですが、退職者の内から再任用で 1 名お願いしているなどの対応もしている中で、来年度から現場に戻すということで進めているところです。やはり全国的にも保育士が不足している中、臨時職員についてはこれまで日給制であったものを月給制とするなど、待遇が良くなるよう対策はしているのですが、現実を見ますと厳しいという状況になっております。

田中委員 この 16 人の臨時職員の方々の中に、ずっと臨時で勤めている方は当然おられるわけですよ。そのような方は正規職員の試験を受けることができないのでしょうか。

学校教育課長 やはり年齢制限という部分になってくると思われ。こちらの採用の部分につきましては、教育長も委員として入っている試験委員会という組織があるのですが、その中で採用についての詳細を決定しております。教育委員会としましては、新規採用の年齢を上にしていただきたいということをお願いしたのですが、この 30 年度採用につきましては、30 歳以下の年齢までということで試験をさせていただいたところでございます。保育士の年齢層についてですが、上と下の世代が多く、ちょうど真ん中の世代の保育士がいない状況になっております。その部分について、教育委員会として調整をしたかったのですが、今回についてはそれができなかったということでございます。来年度以降の採用につきましては、こういった部分について引き続き試験委員会の中で訴えていきたいと考えております。

田中委員 学校の教職員については、年齢制限が全くありません。例えば一度出産等のために退職して、子どもが落ち着いてきたから再度試験を受けたいというような方がきっと多くいるのではないかと思います。臨時職員で誰も応募しなかったという状況を見ますとやはり正職の部分で確保していくという考えも必要なのではないのかと感じております。

教育長 結局のところ、これまでは退職不補充という形でずっときており、その不足部分を臨時職員で対応してきたということが現実的にあるのかもしれない。

学校教育課長 やはり幼保再編等もございましたので、不補充の期間が長かったのかもしれない。

田中委員 ぜひとも臨時職員の手厚い待遇という部分をお願いしたいと思っております。

学校教育課長 首都圏でも保育士は不足している現状もあり、そちらの待遇が非常に良く集中してしまっている状況もあると思われ。そういった苦しい中でございますが、何とかより良い待遇となるよう検討して参りたいと思っております。

学校教育課長より小中学校消耗品費等における当初予算増額について、追加説明。
※これまでは補正予算として対応してきたものを今年度より当初予算として計上。

教育長 それではその他、質問等、ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは、議第 10 号については原案のとおり承認で宜しいでしょうか。

全委員 承認

(3) 議第 11 号 下田市学校給食運営協議会規則の制定について

事務局より資料に基づき、概要説明。

教育長 それでは質問等、ございますでしょうか。

全委員 意見なし。

教育長 それでは、議第 11 号については原案のとおり承認で宜しいでしょうか。

全委員 承認

(4) 議第 12 号 静岡県費負担教職員人事の内申について

教育長 議第 12 号については、教職員人事の内容ということで非公開での審議とさせていただきます。

〈非公開での審議〉

承認

6. 報告事項

下田保育所前駐車場通路関係について、学校教育課長より報告。

7. その他

特になし。

8. 閉会

次回開催日を 3 月 23 日 (金) 13 時 30 分～ に決定。

2 月定例会 2 月 22 日 (木) 9 時 30 分開会。

教育長 11 時 20 分に閉会を宣す。

会議録署名人